

区分	単位 A	利用料 (介護報酬総額) B : A × 単価 (1円未満切捨)	保険請求額 【9割】 C : B × 0.9 (1円未満切捨)	利用者負担額 【1割】 B - C	保険請求額 【8割】 D : B × 0.8 (1円未満切捨)	利用者負担額 【2割】 B - D	保険請求額 【7割】 E : B × 0.7 (1円未満切捨)	利用者負担額 【3割】 B - E
----	---------	---	--	-------------------------	--	-------------------------	--	-------------------------

【月額】

訪問型サービス(Ⅰ) 週1回程度	1176 単位	11,760	10,584	1,176	9,408	2,352	8,232	3,528
訪問型サービス(Ⅱ) 週2回程度	2349 単位	23,490	21,141	2,349	18,792	4,698	16,443	7,047
訪問型サービス(Ⅲ) 週2回を超える程度	3727 単位	37,270	33,543	3,727	29,816	7,454	26,089	11,181

【日割りとなる場合】

訪問型サービス(Ⅰ) 週1回程度	39 単位	390	351	39	312	78	273	117
訪問型サービス(Ⅱ) 週2回程度	77 単位	770	693	77	616	154	539	231
訪問型サービス(Ⅲ) 週2回を超える程度	123 単位	1,230	1,107	123	984	246	861	369

初回加算

200 単位／月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

特別地域訪問介護加算

所定単位数の 15% を加算 (限度額管理の対象外)

離島・山間・へき地などの地域に所在する事業所又はその一部として使用されている事業所の訪問介護員等がサービスを行った場合。

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

所定単位数の 18.2% を加算 (限度額管理の対象外)

- ① 介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② ①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- ④ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。
 - (2) (1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (3) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (4) (3)について、全ての介護職員に周知していること。
 - (5) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (6) (5)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。